

マイナンバー(社会保障・税番号制度)のご紹介

～もっと便利に暮らしやすく～

マイナンバーが皆さんのお手元に届いて3年半余り。マイナンバーカードを使った便利なサービスが増えてきています。マイナンバー制度が目指しているのは、「便利な暮らし、より良い社会」。マイナンバーについての理解を深めていただけるよう、行政手続きの変化やマイナンバーカードに関する事など、今月からシリーズで掲載します。

◆マイナンバーって何？

マイナンバー(個人番号)とは、日本に住民票を有するすべての方(外国人の方も含まれます)が持つ12桁の番号です。平成27年11月～12月に個人番号通知カードで一斉にお知らせしています。

◆どうしてマイナンバーが必要な？

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されます。

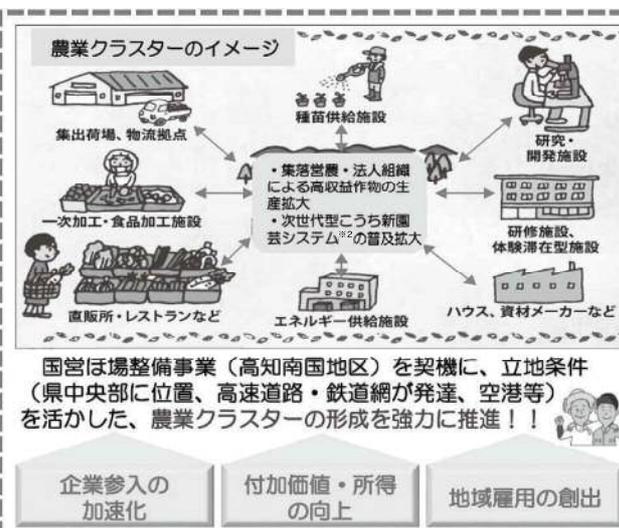
これまで、例えば、福祉サービスや社会保険料の減免などの対象かどうかを確認するため、国の行政機関や地方公共団体などの間で情報のやりとりがありました。機関をまたいだ情報のやりとりでは、氏名、住所などでの個人の特定に時間と労力を費やしていました。

社会保障、税、災害対策の3分野について、分野横断的な共通の番号(マイナンバー)を導入することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能になりました。

※次回は、マイナンバー導入前後でどのように行政手続きが変化したのかをお伝えします。

シリーズ国営ほ場整備 ④

農業クラスター※1の形成



ほ場整備を契機として園芸農業を中心に生産拡大を図り、産地化やブランド化など付加価値の向上と雇用の拡大により「儲かる農業」を実現します。

※1 農業クラスター

園芸農業を中心として、関連施設の整備・連携により、地域の農業を一つのクラスター(集合体)として発展させる取り組み。

※2 次世代型こうち新園芸システム

オランダから学んだ優れた環境制御技術(コンピューターによるハウス内の温度、湿度、二酸化炭素濃度の管理)を高知の気候や生産条件に適合させたもの。

■問い合わせ 農地整備課 ☎880-6586